

2017年2月16日

関係者各位

社会福祉法人清光会
理事長 大矢 直子

給食業務委託について

社会福祉法人清光会が、指定管理者として管理運営を行う横浜市今井地域ケアプラザ及び横浜市仏向地域ケアプラザにおいて、給食業務を委託するため公募を実施します。別紙仕様書を参照のうえ、公募に参加される企業は必要書類を揃えてご応募ください。

応募にあたりご不明な点は、お問い合わせください。

記

□書類送付及び問い合わせ先

住所 〒240 - 0051

横浜市保土ヶ谷区上菅田 1723 - 1

法人 社会福祉法人清光会

担当 根岸 卓也

電話 045 - 381 - 3567

以上

2017年2月16日

横浜市今井地域ケアプラザ及び横浜市仏向地域ケアプラザ
給食業務委託仕様書

- 委託元 社会福祉法人清光会 理事長 大矢 直子
- 件名 横浜市今井地域ケアプラザ及び横浜市仏向地域ケアプラザ
厨房業務委託
- 場所 ①横浜市今井地域ケアプラザ(横浜市保土ヶ谷区今井町 412-8)
②横浜市仏向地域ケアプラザ(横浜市保土ヶ谷区仏向町 1262-3)
- 作業所 ①地域ケアプラザ 2階/厨房及び事務室兼休憩室、専用トイレ
②地域ケアプラザ 1階/厨房及び事務室兼休憩室、専用トイレ
- 委託内容 地域ケアプラザ・通所介護施設に付帯する厨房等の管理・運営。施設
ご利用者及び職員の昼食を提供。①及び②を一括して委託。
- 契約期間 2017年4月1日～2018年3月末日
※審査を経て契約更新有り
- 提出書類 1) 月額見積書及び内訳書 2) 経費分担書 3) 業務分担書
※書式不問、2)及び3)は委託元と御社の負担区分を項目別に明示
宛先 〒240-0051 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1723-1
社会福祉法人清光会 根岸 卓也
- 現地説明 2017年2月16日～2017年2月21日
期間中 16:00～17:00 に①及び②で随時実施 ※事前連絡必須
- 応募期間 2017年2月16日(木) 午前 9:00 公示
2017年2月28日(火) 午後 5:00 締切
- 委託決定 2017年3月1日午後
- 選考方法 提出書類の内容をもとに総合的に判断(総合判断方式)
- 支払方法 月末締め翌月 20日払い

<横浜市今井地域ケアプラザ>

1-1 業務場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井 412-8
社会福祉法人清光会 横浜市今井地域ケアプラザ厨房等

2-1 委託期間

2017年4月1日から2018年3月末日

3-1 一日あたりの予定食数および稼働日数

通所	昼	29食	おやつ	29食
職員	昼	15食		
検食	昼	1食	おやつ	1食
合計	昼	45食	おやつ	30食

稼働日数 360日（12月30日～1月3日の5日間休館日）

4-1 食事時間

昼食	12:00	～	13:00
おやつ	15:00	～	15:30
職員	12:00	～	13:00

5-1 契約形態

- (1) 管理費制（消費税別）とする。
- (2) 運営管理費（人件費・経費・運営手数料等の合計）
- (3) 食材料費（設定単価に基づき提供食数を乗じて精算）

食材料費内訳（税抜）

<<今井地域ケアプラザ・通所・職員・検食>>

昼食 270円 おやつ 60円

※上記にそれぞれ月間提供食数を乗じる。

<横浜市仏向地域ケアプラザ>

1-2 業務場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町 1262-3
社会福祉法人清光会 横浜市仏向地域ケアプラザ厨房等

2-2 委託期間

2017年7月1日から2018年3月末日

3-2 一日あたりの予定食数および稼働日数

通所	昼	27食	おやつ	27食
職員	昼	12食		
検食	昼	1食	おやつ	1食
合計	昼	40食	おやつ	28食

稼働日数 360日（12月30日～1月3日の5日間休館日）

4-2 食事時間

昼食	12:00	～	13:00
おやつ	15:00	～	15:30
職員	12:00	～	13:00

5-2 契約形態

- (1) 管理費制（消費税別）とする。
- (2) 運営管理費（人件費・経費・運営手数料等の合計）
- (3) 食材料費（設定単価に基づき提供食数を乗じて精算）
食材料費内訳（税抜）
《仏向地域ケアプラザ・通所・職員・検食》
昼食 270円 おやつ 60円
※上記にそれぞれ月間提供食数を乗じる。

<共通>

6 委託業務内容

別添の通り（資料1）

7 経費負担区分

別添の通り（資料2）

8 食事提供業務のポイント

- イ 給食が「福祉サービスの一環」という理解をもち、利用者の食欲や嗜好を十分に配慮し、盛り付けにも十分に気配りをすること。
- ロ 献立は当施設が承認すること。
- ハ 当日調理を基本とし、適温給食を実施すること。
- ニ 国民の祝日や季節の主要行事での行事食を提供すること。
- ホ 収支報告ができること（書式自由）。
- ヘ 平成29年4月1日から食事提供業務を確約できること。

9 従業員の配置

受託者は、当該給食業務を確実に遂行できる人的・質的配置を行うこと。従って、配置する職員には福祉施設についての相当の経験を有し、その分野に精通している者が含まれ、業務に遅滞等が生じることの無い十分な人員体制を備えていなければならない。また、勤務時間内には必ず責任者を配置し、日々の責任体制を明確にするとともに、その日の業務に何ら支障が出ない様、万全を期すること。

10 従業員の健康管理

- イ 従業員の健康管理について絶えず注意を払い、法令に基づく健康診断を実施すること。
- ロ 就業前に従業員の体調・創傷等の確認を行い、これを記録すること。
- ハ 従業員の検便（赤痢、サルモネラ、病原性大腸菌 O - 157、O - 111、O - 26 スクリーニング）を月 1 回実施し、その結果を当施設に報告すること。
また、ノロウイルスについては、従業員に発症者が発生した場合、全従業員を検査すること。
- ニ 従業員またはその同居者、家族等が次の疾病に罹った場合（疑いのある場合含む）は、すべての業務に従事させてはならない。また、その場合は、速やかに当施設に報告すること。
 - i) 赤痢（疫痢含む）、腸チフス、パラチフス、コレラ等「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）による第 1 類感染症から第 3 類感染症、開放性結核の保菌者
 - ii) 化膿性創傷、伝染性皮膚疾患
 - iii) 食中毒となったとき、または、疑いがあるとき
 - iv) 検便による細菌保菌者
 - v) 上記以外で業務に従事させることは保健衛生上支障があると受託者が認めたとき

11 配下膳方法および食事締切に関して

イ 配膳及び下膳時間

区分	配膳開始時間	下膳開始時間
昼食	11:50~	13:00~
おやつ	14:50~	15:30~
職員	11:50~	13:30~

ロ 食事締切時間

区分	締切時間
昼食	前日 正午
おやつ	〃

12 献立に関して

- イ 当施設規定の栄養基準を満たすよう献立作成すること。
- ロ 季節感のある献立とし、行事食についても配慮を行い、利用者様の食事に対する満足感を上げられるよう努めること。
- ハ 治療食については、施設栄養士と協議の上基準を定め提供すること。
- ニ やむをえない事由により、献立内容を変更する必要がある場合は、事前に当施設の指示を受けるものとする。
- ホ 提供した全食種について実施献立の記録を残しておくこと。
- ヘ 形態／常食・一口大・刻み・ミキサー

13 調理に関して

- イ 大量調理衛生管理マニュアルを遵守し、逸脱のない業務を行うこと。
- ロ 保存食は、毎食ごとに確保しておくこと。
 - i) 原材料及び調理済み食品を食品ごと 50g ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、 -20°C 以下で2週間以上保存すること。
 - ii) 原材料は、特に洗浄・消毒を行わず購入した状態で保存すること。

14 食材料の発注及び検収

- イ 献立表及び施設利用者数に基づき、新鮮かつ良質な給食材料を発注すること。
- ロ 納品に際しては数量・品質ともに適正であるかを確認し、検収すること。
- ハ 検収は、必ず従業員立会いのもと行うこと。記録類については、記録、保管を行い当施設の確認を受けること。

15 施設等の管理

- イ 使用する施設等を常に清潔にし、定期的に清掃するとともに、防鼠・防虫に万全を期さなければならない。
- ロ 冷蔵庫・冷凍庫及び食品庫を常に清潔に管理し、温度管理を行い記録すること。
- ハ 使用水の点検を毎日行い記録管理すること。
- ニ 調理施設の点検を行い温度湿度、清掃状況等管理記録を行うこと
- ホ 調理施設は年1回以上拭取り細菌検査を行うこと。
- ヘ 食器類は、十分に洗浄し、殺菌消毒した上で適時、漂白作業を実施し、次の使用時まで清潔に保管すること。

16 その他

- イ 契約期間が満了し、他の受託者と交替することになった場合には、契約期間内において責任をもって当該業務を交替する受託者へ引き継ぐこと。

- ロ 本書に定めのない事項については、双方誠意をもって協議し、解決すること。

17 協議

この仕様書は業務の大要を示すものであり、定めのない事項はお互い協議の上実施する。

以上